



**中小企業政策審議会
中小企業経営支援分科会
中間整理（案）概要**

平成 2 9 年 5 月 2 5 日

中小企業庁

中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会 中間整理の構成

【第1部：検討の背景】

1. 中小企業支援体制の検討の背景
2. これまでの中小企業支援体制の展開
3. 中小企業支援体制の全体像
4. 中小企業支援体制の検討の視座

【第2部：中小企業支援機関の能力向上】

1. よろず支援拠点
 - (1) これまでの活動の経緯
 - (2) 今後の課題
 - (3) 更なる改善を目指した取組
2. 認定経営革新等支援機関
 - (1) これまでの成果
 - (2) 今後の課題

【第3部：中小企業支援機関の役割分担の明確化】

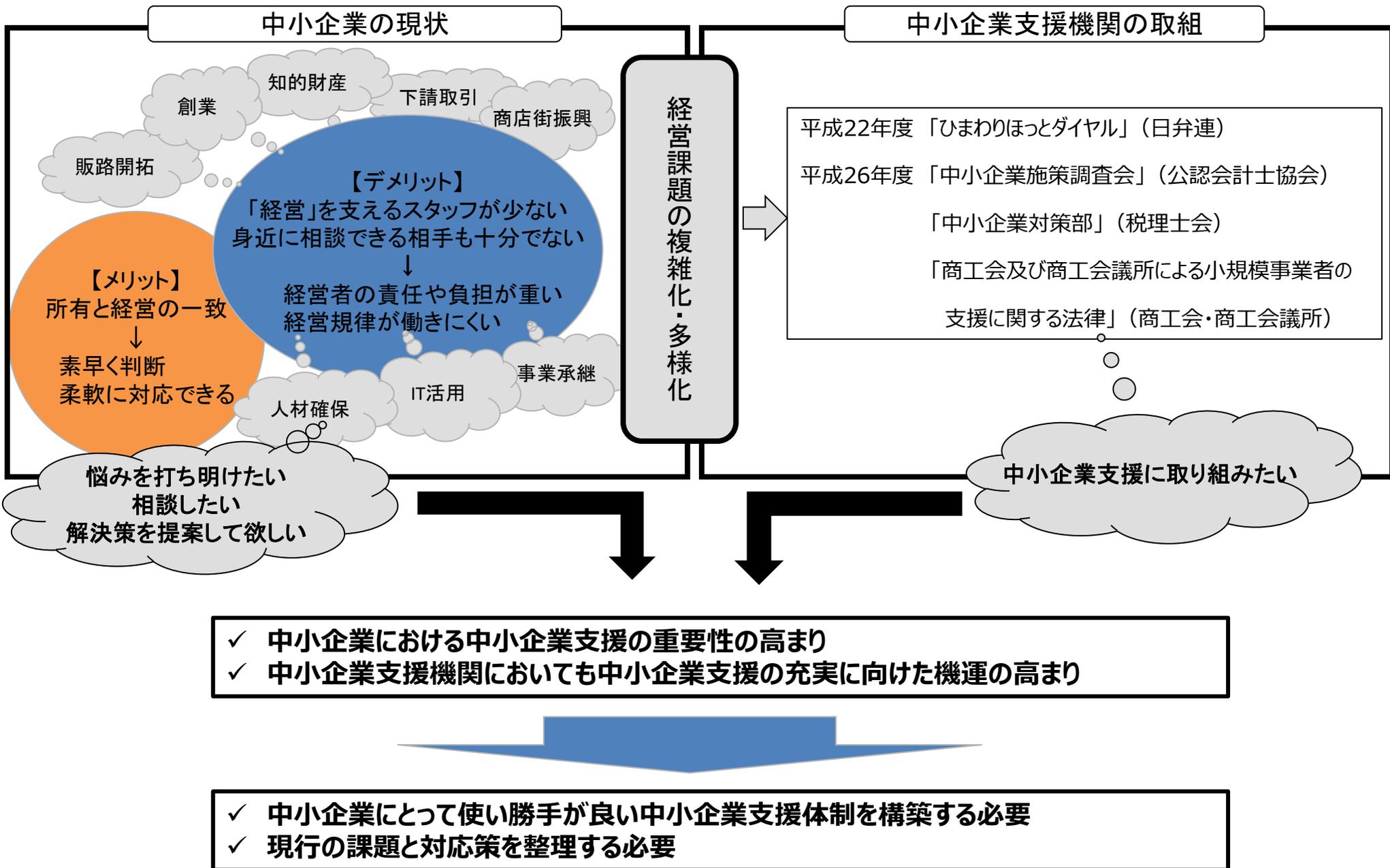
1. 中小企業の経営課題に対する中小企業支援機関の役割分担の明確化
2. 今後の中小企業支援機関の役割分担について

【第4部：中小企業支援機関の連携強化】

1. 中小企業支援機関の連携の効果
2. 中小企業支援機関の連携のポイント
3. 中小企業支援機関相互の連携の現状
4. 中小企業支援機関の連携の促進に向けた今後の展開

第1部 検討の背景

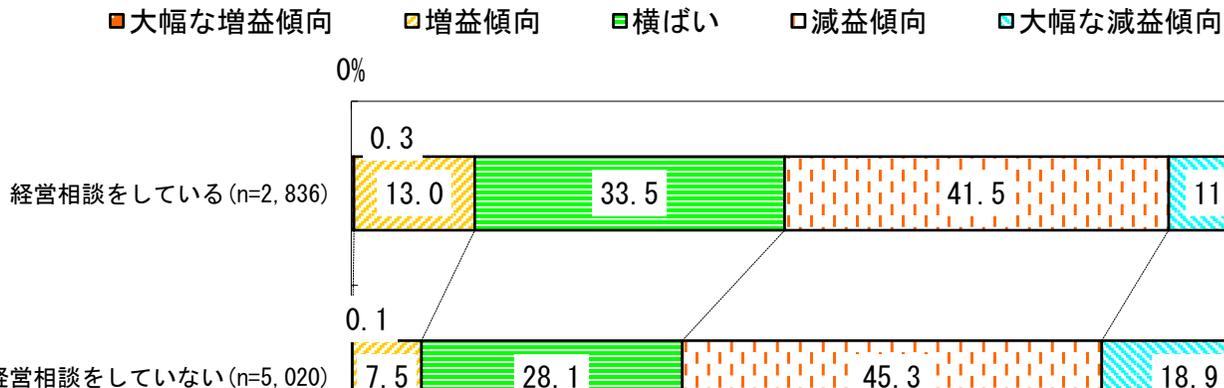
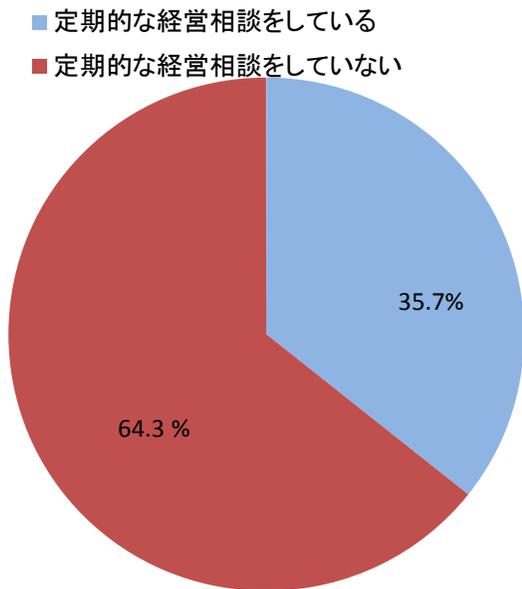
1. 中小企業支援体制の検討の背景（1）



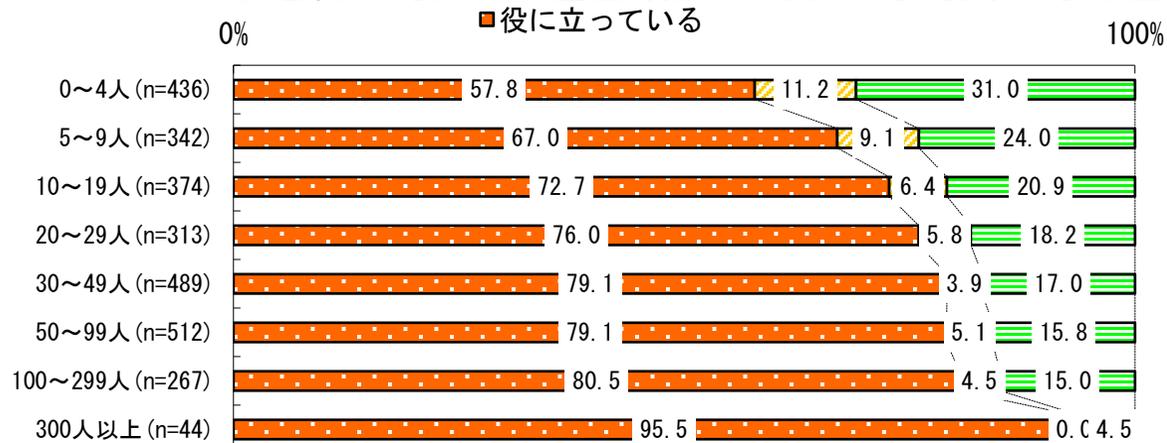
1. 中小企業支援体制の検討の背景（2）

- 中小企業の経営者の3割強が定期的な経営相談を行っている。
- 経営者にとって経営相談を行うことは、経営を行う上でプラスに働いていると認識。
- 中小企業支援機関の果たす役割が重要。

【中小企業経営者の経営相談の状況】



【従業員規模別の経営相談により受ける助言の有効性】



【経営相談有無別の直近5年間の利益の傾向】

2. これまでの中小企業支援体制の展開

(1) 中小企業支援機関政策の歴史

- 診断指導事業

- ・「中小企業診断員登録規程」(昭和27年)
→規程改正により「中小企業診断士」と改称(昭和47年)
- ・「中小企業指導法」制定(昭和38年)
- ・「中小企業総合指導所」創設(昭和41年以降順次)
- ・「中小企業振興事業団」創設(昭和42年)

+

診断指導事業費補助、高度化資金

- 診断指導制度の縮小・廃止

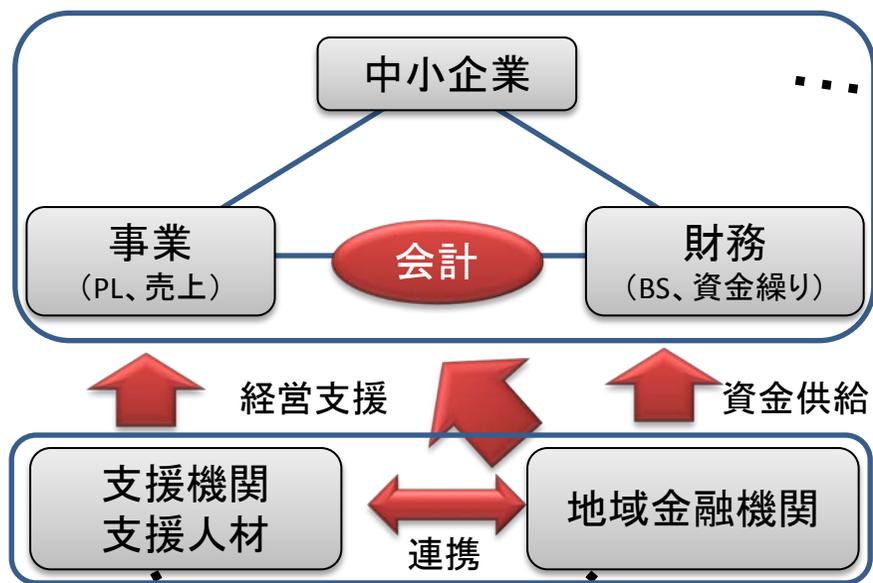
- ・「中小企業支援法」制定
- ・地域力連携拠点
- ・中小企業応援センター事業

(2) 近年の中小企業支援体制の展開

- ① 認定経営革新等支援機関制度の創設
- ② よろず支援拠点の創設
- ③ 「商工会等による小規模事業者の支援に関する法律」の改正

2-1. 認定経営革新等支援機関制度の創設

- 経済環境が変化する中、中小企業が直面する経営課題は多様化・複雑化（国内需要の減少、国際競争の激化、大企業依存の限界等）。
- ①中小企業の財務経営力の強化、②経営支援の担い手の多様化・活性化、③支援機関と金融機関の連携強化、人材育成、によって対応。



中小企業の財務経営力の強化

○新たな会計ルールの整備・活用

○自らの経営状況(PL、BS等)や
資金繰りへの説明能力を高める

経営支援の担い手の多様化・活性化

○経営支援の担い手の多様化・活性化を図る制度的措置

→商工会等の支援機関に加え、中小企業に対して高度かつ専門的な経営支援を行う金融機関や各種士業等を取り込む。

支援機関と金融機関の連携強化、人材育成

○金融と経営支援の一体的取組(リレーションシップ・バンキング)の推進

○支援機関と金融機関の連携強化
○高度、専門的な支援人材の育成

2-2. よろず支援拠点の創設

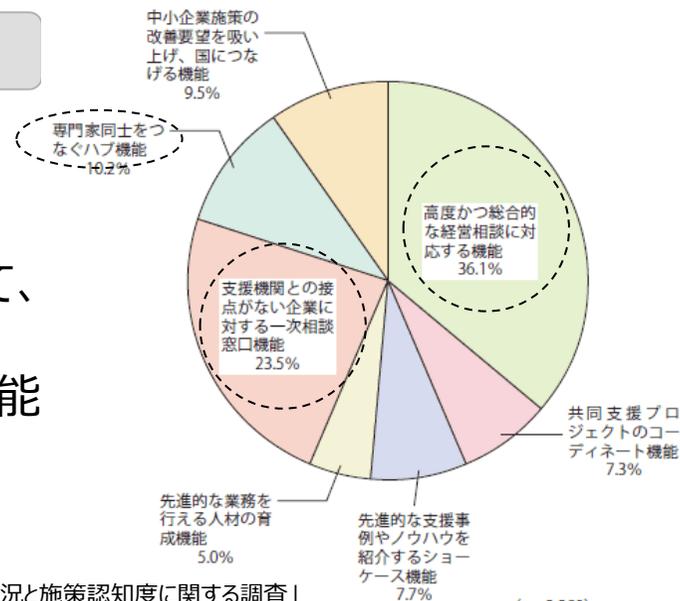
よろず支援拠点の概要

1. ワンストップ型の総合的な相談窓口として平成26年6月から各都道府県に設置。
2. よろず支援拠点の機能（中小企業白書2014より）
 - ①総合的・先進的な経営アドバイス（売上拡大に係る支援や他の機関が対応しない再生・経営改善案件への丁寧な対応等）
 - ②チームの編成を通じた支援（チームを編成する際のコーディネート役）
 - ③的確な相談機関の紹介（ワンストップサービス）
3. 各拠点に概ね5～10名程度のコーディネーターを配置。コーディネーターの専門分野は、経営コンサルティングのほか、ITやデザイン、税会計・法務など多岐の分野にわたる。

中小企業支援機関がよろず支援拠点に求める機能

～中小企業白書2014より～

- ✓ 中小企業支援機関のよろず支援拠点に求める機能として、
 - ・高度かつ総合的な経営相談に対応する機能
 - ・支援機関との接点がない企業に対する一次相談窓口機能
 - ・専門家をつなぐハブ機能が
が多い。



2-3. 「小規模事業者支援法」と「経営発達支援計画」

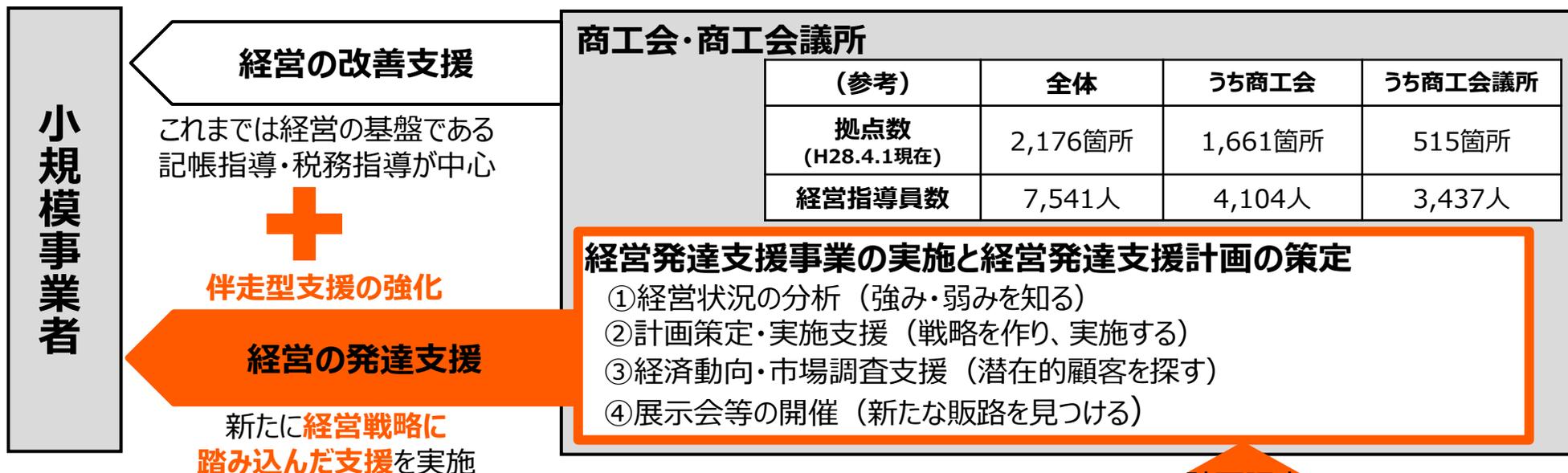
「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」（小規模事業者支援法）

商工会・商工会議所が、その機能を活用して小規模事業者の経営の改善発達を支援するための措置を講じ、小規模事業者の経営基盤の充実を図る。

経営発達支援計画

厳しい経営環境の中、小規模事業者が独力で、持続的発展のために事業を再構築することは難しく、半世紀以上にわたり事業者の指導を行ってきた商工会・商工会議所が小規模事業者を支援し、力を最大限引き出すことが必要。

▶ 平成26年に法改正を行い、**商工会・商工会議所が管内の小規模事業者支援のために実施する「経営発達支援事業」を法的に位置づけるとともに、「経営発達支援計画」を国が認定**する制度を新設。



※経営発達支援計画の認定実績

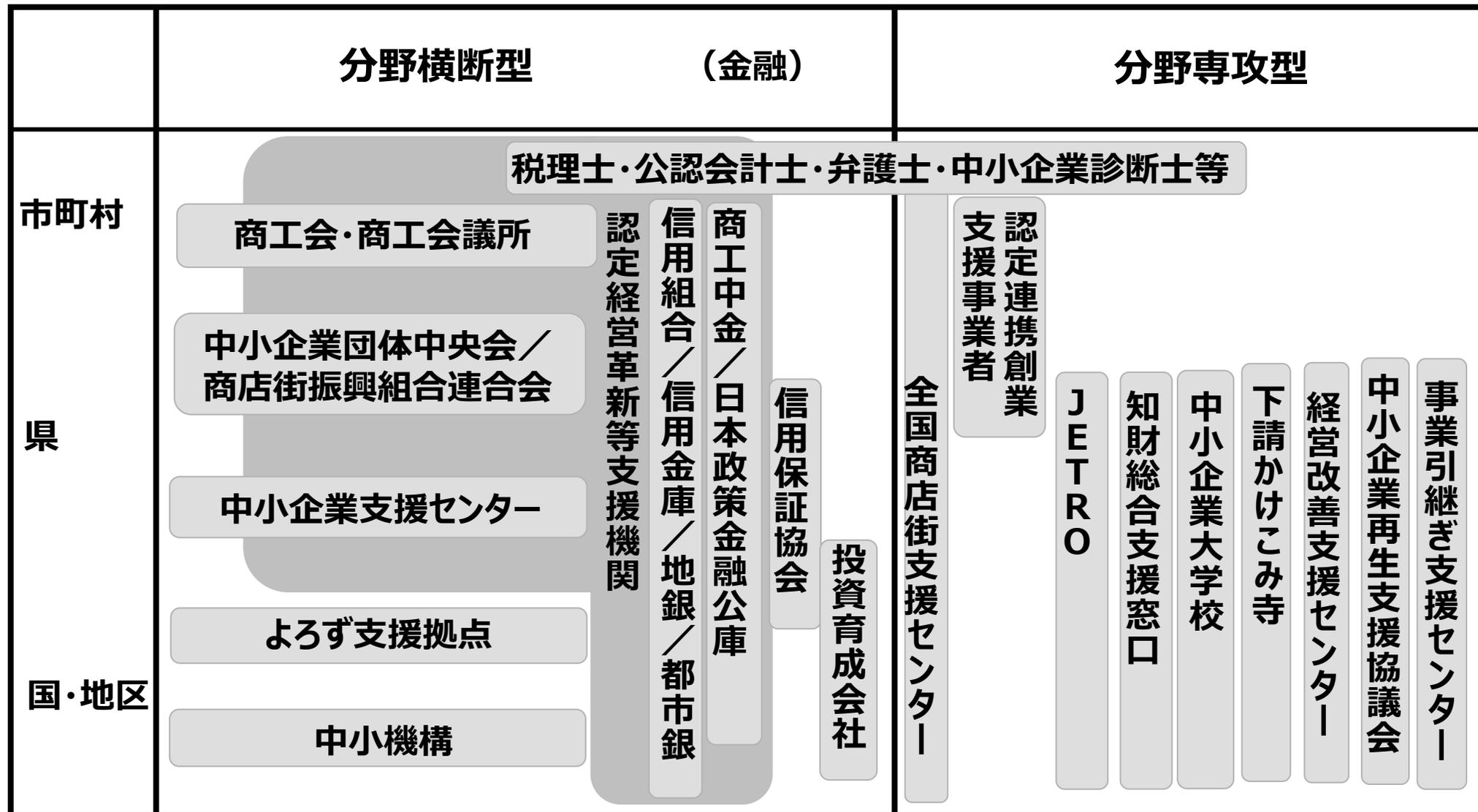
	第1回	第2回		第3回	
	新規	再申請	新規	再申請	新規
認定時期	H27.7	H27.11	H27.12	H28.4	H28.7
認定数 (累計)	70 (70)	182 (252)	74 (326)	312 (638)	70 (708)

※経営発達支援事業は、経営発達支援計画の認定の有無にかかわらず実施することが求められています。

3. 中小企業支援体制の全体像

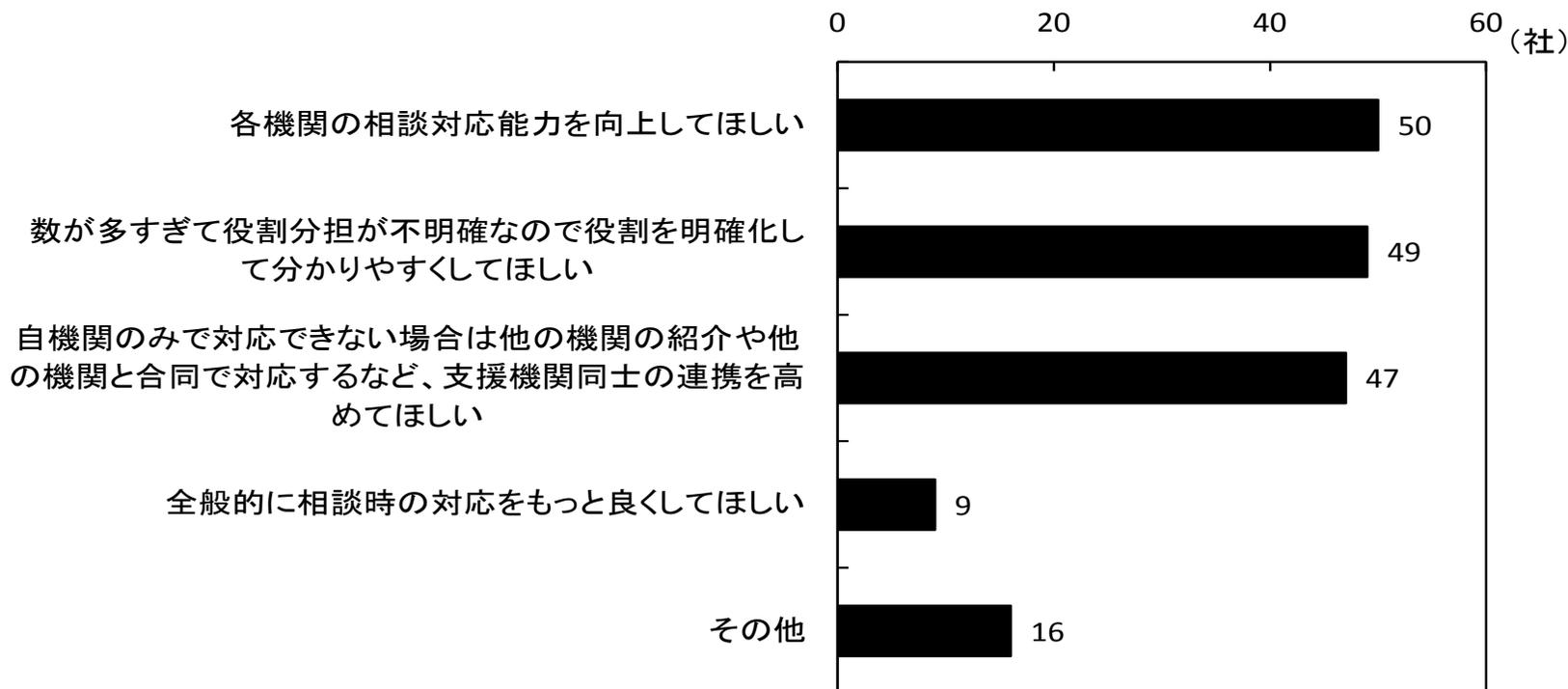
※ 分野横断型は幅広い分野に対応していることを意味しており、必ずしも専門的な対応を行っていないということではない。下図は、それぞれの支援機関の主な役割を概略的に示したものの。

※ 各中小企業支援機関の取組状況は、別添 1 参照。



4. 中小企業支援体制の検討の視座（1）

- 中小企業支援機関に対する期待としては、「各機関の相談対応能力を向上してほしい」、「数が多すぎて役割分担が不明確なので役割を明確化して分かりやすくしてほしい」といったものが多い。このほか、「支援機関同士の連携を高めて欲しい」といったニーズもある。



（資料）中小・小規模事業者からみた中小企業支援機関に関するアンケート結果

①調査対象

平成25年3月～28年4月までに実施した計33回の「ちいさな企業 成長本部」、「ちいさな企業 発展会議」、「ちいさな企業 交流キャラバン」への参加事業者（309社）。

②調査実施方法 インターネット調査（匿名）

③調査機関 平成28年12月27日～29年2月3日

④回答率 55.3%（171社）

4. 中小企業支援体制の検討の視座（2）

中小企業支援機関が全体として目指すべき方向性

各支援機関のミッションの明確化と能力向上、支援機関相互の連携強化の実現。

地域の支援機関がそれぞれの得意分野を活かし、能力を伸ばしつつ、全体としてそれぞれの地域で最高水準の経営支援を行い、中小企業・小規模事業者の抱える経営課題を解決。

中小企業経営支援分科会の主な議論の対象

● 中小企業経営支援分科会では、

① **相談対応能力の向上**：よろず支援拠点や認定経営革新等支援機関の今後の在り方

☞ 第2部 「中小企業支援機関の能力向上」参照

② **役割の明確化**：個別経営課題に対する支援機関による対応

☞ 第3部 「中小企業支援機関の役割分担の明確化」参照

③ **支援機関相互の連携**：「質的な補完効果」と「量的な補完効果」による支援体制の充実

☞ 第4部 「中小企業支援機関の連携強化」参照

について議論。

※ 1 個別分野に特化した支援（再生支援協議会や事業引継ぎ支援センター）は、その分野に関する議論の中で整理。

※ 2 商工会・商工会議所については、まずは経営発達支援計画の認定とそれに沿った経営支援を行うことが重要。

※ 3 金融機関による中小企業支援の在り方については、中政審金融WGで議論。

本分科会での主なご意見：論点設定等について

(1) 中小企業支援機関に期待する役割

- ✓ 支援対象企業数があまりにも多いのと、地方に行くとどうしても移動距離もあって難しいので、そういうときにこそ、よろず支援拠点には商工会・商工会議所、金融機関と連携すべき。
- ✓ 商工会議所や金融機関など、事業者と直接接点の多い機関が、地域の中小企業者等の「かかりつけ医」としての役割を果たすべき。個々の機関が果たせない役割については、支援機関が連携し、中小企業者等にとって使い勝手が良いような、相談して良かったと思って頂けるようにして貰いたい。

(2) 今後の検討課題

- ✓ よろず支援拠点のPDCAを今後どう回していくかだが、各拠点で質的にバラツキがある中、それぞれのよろず支援拠点が自ら提案したベストプラクティスを出させて、具体的に検証し、評価すべき。
- ✓ 認定経営革新等支援機関については、最低限この程度はやってほしいというラインを定めるべきではないか。また、任期がないことは問題。早急に解決して欲しい。

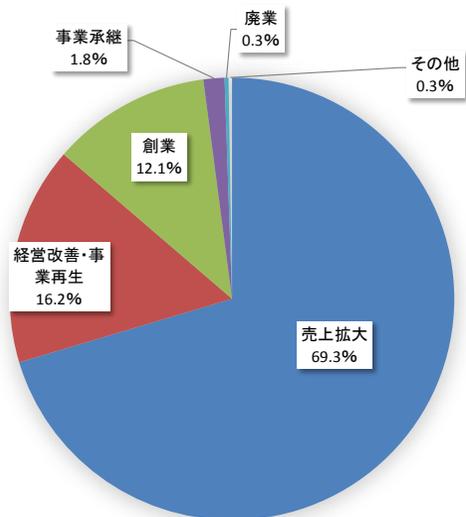
第2部 中小企業支援機関の能力向上

1. よろず支援拠点

よろず支援拠点のこれまでの活動経緯

●これまでの3年間で、売上拡大等に関する相談を中心に約39.5万件の相談に対応。

＜よろず支援拠点の相談実績（平成28年度）＞



＜相談対応件数＞

約39.5万件
(平成26年6月～平成29年3月末)

平成26年度：6.6万件

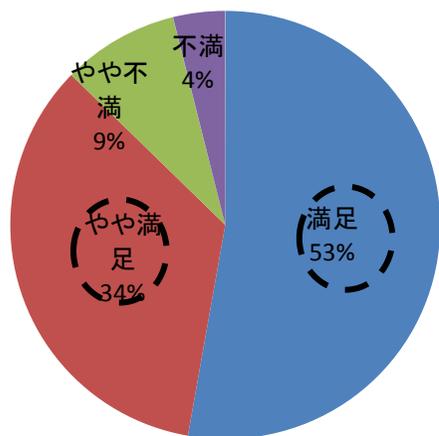


平成27年度：14.1万件



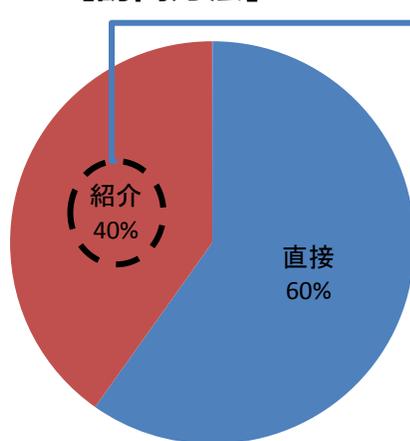
平成28年度：18.8万件

●支援の満足度は高い（87%）

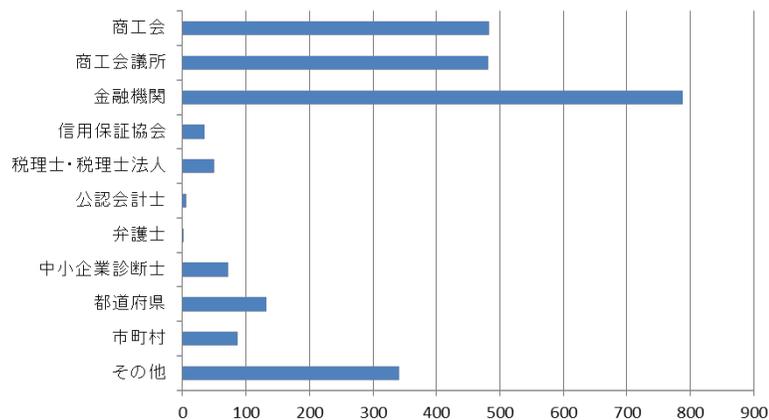


●金融機関、商工会・商工会議所からの紹介が多い。

【訪問方法】



【よろず支援拠点を紹介した機関】



出所：よろず支援拠点を利用した事業者に対するアンケート
※平成28年4月～8月。回答率29.6%(5,897者/19,879者)

よろず支援拠点に関する分科会での主な意見

【現在の取組に対する評価】

- ①色々な課題はあるが、相談件数からみてもかなり支持されている。
- ②随分話を聞いてくれたし、高度な支援をしてくれた。だから満足度が高いのだと思う。
- ③専門家も派遣してくれるし、間違いなく効果があり、相談に訪れた事業者も納得しているはず。

【役割・課題】

- ①個々の支援機関だけで解決困難な課題については、他の支援機関との連携が大事。
- ②今後は、量だけではなく、質的なレベルを向上させることが重要。
- ③質のバラツキをなくし、全国的にある程度の水準のサービスを提供していくことが必要。

【評価の在り方】

- ①件数だけの評価は作られた件数が横行する。ベストプラクティスを出して、その中身を検証し、評価をすべき。
- ②事例を審査し、選ばれたものに対して賞をあげるような取組が重要。

よろず支援拠点の今後の運営の主なポイント

1. ミッションの明確化

- ① **専門性の高い高度な提案**により、**売上拡大や経営改善などの経営課題**を解決
- ② **他の支援機関との連携を強化**し、その**足らざる点を補い、地域全体として最高水準の支援**を実現

2. より客観的で透明な評価を含む質の向上に資するP D C Aの確立

- ① **国が活動方針**を定め、**本方針に沿って各拠点が事業計画**を策定し、**全国本部が確認**。
- ② 相談対応や連携等のあるべき姿を明確にするため、**高水準の実績を挙げる者による支援のための行動や特性を分析した行動指針**を全国本部が策定
- ③ 評価においては、この**行動指針を活用し、数字に現れないパフォーマンス評価**も追加（数値目標とのバランスに留意）
- ④ **地域の支援機関の声の把握**と計画策定と評価への**反映**（反映の仕方は地域の実情を踏まえ、各拠点と全国本部で要相談。）

3. 関係者の役割分担の明確化

プレイヤー又はマネージャーの役割の再整理（チーフコーディネーターはプレイヤーで全国本部がそれをサポート、実施機関はマネージャーで経済産業局がそれをサポート（実施機関とチーフコーディネーターの調整を含む。））

よろず支援拠点のミッションの明確化

1. 専門性の高い経営アドバイス

売上拡大や経営改善等の経営課題の解決に向けた専門性の高い高度な提案（なお、他の支援機関で解決可能な経営課題についても、事業者から相談を受けた場合には対応）。

2. 課題解決のための総合調整

- ① 相談内容に応じた適切な支援機関の紹介
- ② 経営課題に対応した支援機関による相互連携のコーディネート
- ③ 他の支援機関による経営支援の実態を踏まえ、その足らざる点を補い、地域の中小企業に対して、地域全体として最高水準の支援を実現

3. 他の支援機関に対する支援ノウハウの共有

経営相談の解決に必要な提案方法やこれまでの支援事例など、よろず支援拠点の運営によって蓄積された支援ノウハウの他の支援機関への共有

4. その他の事業

よろず支援拠点事業の広報など、地域の実情を勘案した中小企業の経営支援に必要な取組

よるず支援拠点の新たなP D C Aの確立

期 初

① 活動方針（国）と行動指針（全国本部）を提示。

② 各拠点において事業計画を策定。

地域の中小企業や中小企業支援の実状・ニーズを分析

③ 相談対応件数等の活動指標に係る数値目標を設定。

④ ①の方針等も踏まえた重点分野及び当該分野の数値目標を設定。

※事業計画等は前期の期末面談で受けたコメントを反映。

期 中

① 各拠点は、事業計画に基づき、行動指針に従い、事業を遂行。

② 全国本部の専門家が各拠点に対し助言・フォロー。必要な場合には更に踏み込んだ対応。

③ 全国本部アドバイザーボードは②の状況報告を受け、専門家に対して助言。

④ 拠点人材の能力向上のため、全国・ブロック研修やO J T研修を実施。

期 末

以下の点を総合的に勘案して評価。

① 相談対応件数等の活動指標の実績

② 顧客満足度調査・支援機関による評価の結果

③ 各拠点に対するヒアリング（数字に現れない取組を聴取）

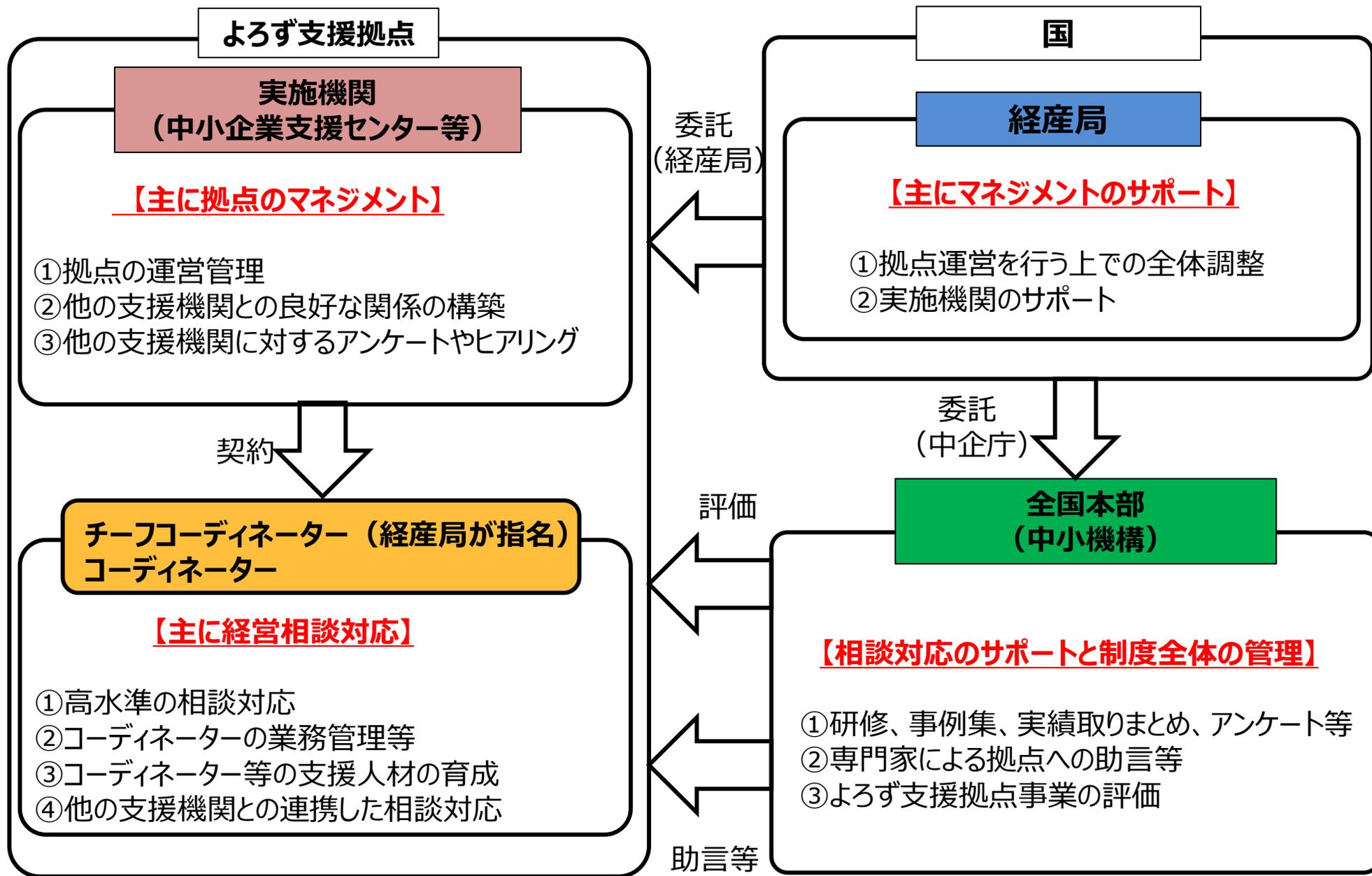
行動指針に照らし、パフォーマンスを評価

各拠点の次年度予算額に反映

必要な拠点に対する研修等

※赤字・下線部は新たに取り入れる対応

よろず支援拠点事業の関係機関の役割の明確化



更なる改善を目指した取組～地域の支援機関の核となった連携促進～

- 現在の連携に係る取組は、取組事例の横展開や出張相談会の共同開催等が中心。
- 今後は、よろず支援拠点が核となり、地域一体となって困難案件の処理方針の決定や案件に応じたチーム編成に積極的に取り組んでいくことに期待。

連携に関する現在の主な取組

- 地域の支援機関が集うフォーラム等の場で取組事例等を共有
- 共同で出張相談会やセミナーを開催
- よろず支援拠点のサテライト設置場所の提供
- 他の支援機関からの困難案件の受入れ
- 得意分野に応じて役割分担をしたチーム支援



今後の期待される取組

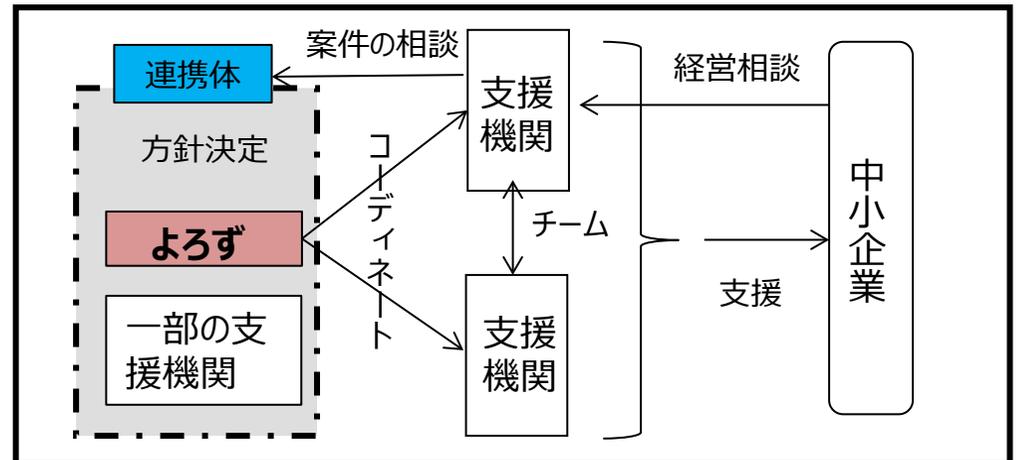
従来からの取組に加え、地域の支援機関の核となり、地域一体となった困難案件の処理等に積極的に関与。

【地域一体となった困難案件への対応】

地域の支援機関が一体となって解決困難な案件の支援方針を検討。その際、よろず支援拠点が積極的に関与

【地域の支援機関のチーム編成】

よろず支援拠点が地域の支援機関による連携をコーディネート



第2部 中小企業支援機関の能力向上

2. 認定経営革新等支援機関

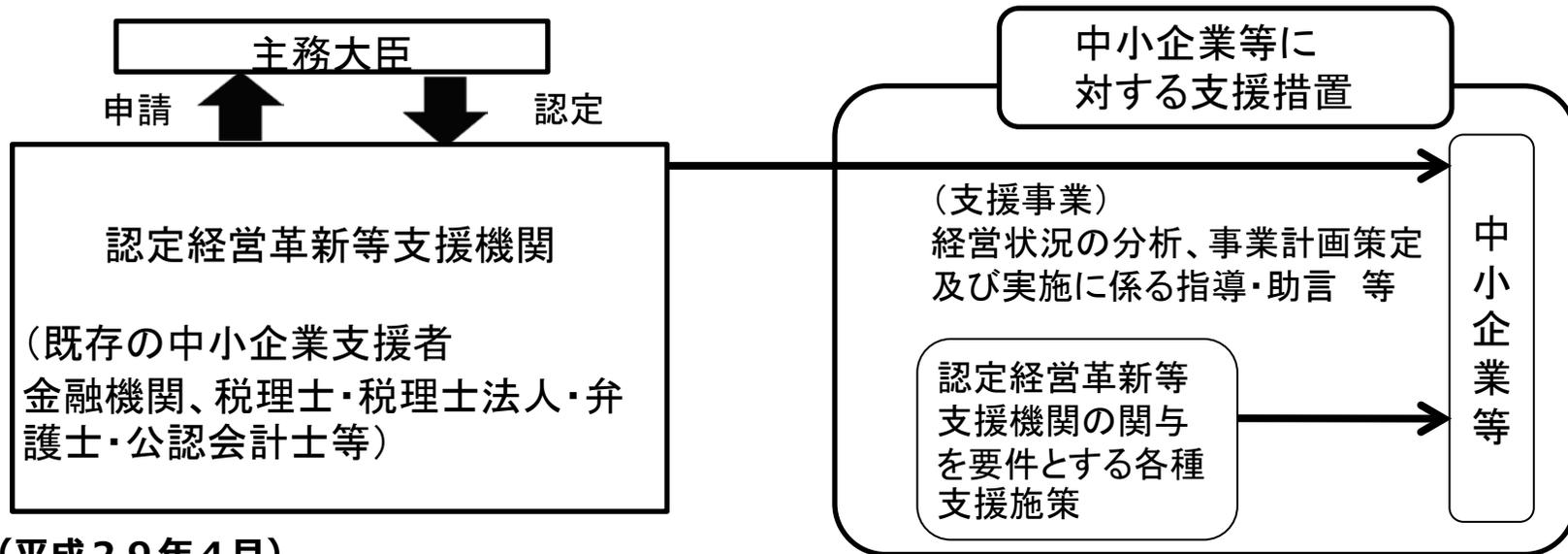
認定経営革新等支援機関の概要

1. 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（現 中小企業等経営強化法）の一部改正により、本制度を措置（平成24年8月30日施行）

※ 改正法の附則で、「政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定。

2. 認定基準

- ① 税務、金融及び財務に関する専門的な知識を有していること。
- ② 法定業務（経営革新等支援業務）に係る1年以上の実務経験を含む3年以上の実務経験を有していること。
- ③ 業務を継続的に実施するために必要な組織体制及び事業基盤を有していること。



【認定状況】（平成29年4月）

税理士	税理士 法人	公認 会計士	監査 法人	弁護士	弁護士 法人	商工会	商工 会議所	中小企 業団体 中央会	中小 企業 診断 士	民間コン サルティン グ会社	その他	金融 機関	合計
17,761	2,209	2,058	67	1,486	92	47	374	43	516	584	407	488	26,132

※本認定数には、商工会単会や、金融機関等の支店等の数は含まれていないが、例えば、商工会は47都道府県商工会連合会を認定することで、全商工会を認定支援機関としての体制に含めており、また、金融機関についても同様に、本店を認定することで、各支店を認定支援機関としての体制に含めている。

認定経営革新等支援機関に期待してきた支援活動

1. 経営革新等支援業務関係

※法律及び基本方針（告示）に規定。

- ①経営革新等を行う事業者の経営状況の分析等
- ②経営革新等に関する事業計画の策定・実行支援

2. 経営課題全般に対する支援関係

※HPやパンフレットで周知。

中小企業の経営改善や創業、新事業展開、事業再生等の中小企業の抱える経営課題全般に関する指導及び助言。

3. 中小企業支援施策と連携した支援関係

- ①中小企業支援施策の周知

「中小企業の会計に関する基本要領」「中小企業の会計に関する指針」の活用の推奨、「ローカルベンチマーク」の活用を促すこと、「事業承継ガイドライン」を踏まえた取組を促すことを基本方針に規定。

- ②補助金や公的融資制度等を活用する中小企業の支援

各種補助金等のルールに基づき、一部の補助金等については、申請の際に必要な事業計画の策定支援や確認が必要となっている。

4. モニタリングや他の支援機関との連携

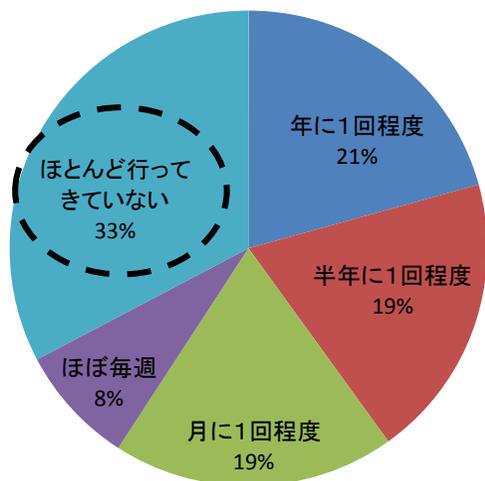
※基本方針で規定。

案件の継続的なモニタリング、他の認定経営革新等支援機関やその他の支援機関との連携

これまでの活動評価（経営革新等支援業務と経営課題全般に対する支援の実施状況）

「経営革新等支援業務」の実施状況

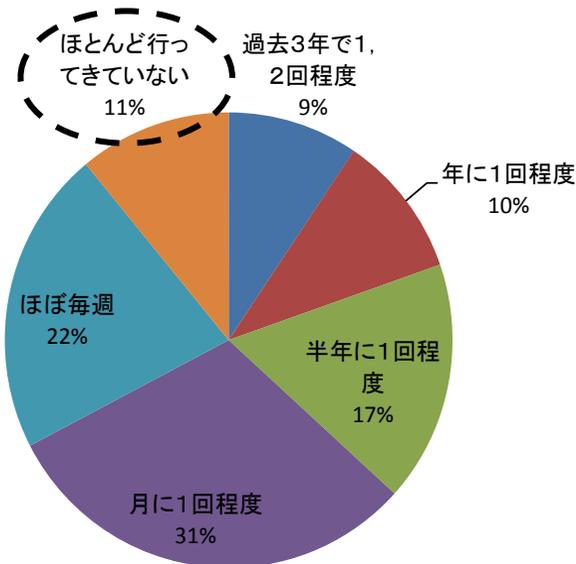
【直近1年の実施状況】



約3割の者が法定業務である経営革新等支援業務をほとんど行っていません。

「経営課題全般に対する支援」の実施状況

【直近3年の実施状況】



約1割の者が経営支援をほとんど行っていません。

(出所) 中小企業庁「平成28年度認定経営革新等支援機関の任意調査」

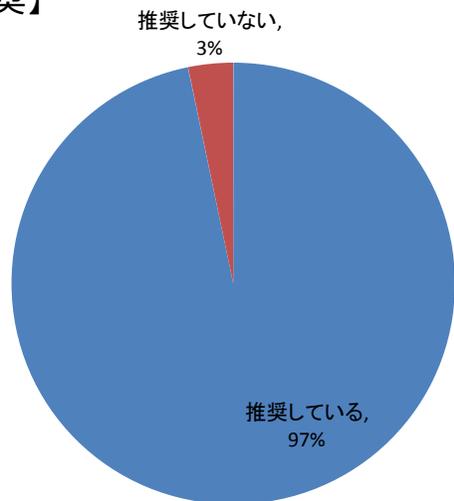


○実務要件も含めて経営支援に関する能力を法律上認定し、PRする制度趣旨に照らしてどう考えるか。(論点1)

これまでの活動評価（中小企業施策との連携）

「中小企業施策の周知」の実施状況

【中小企業の会計に関する基本要領等の活用等の推奨】

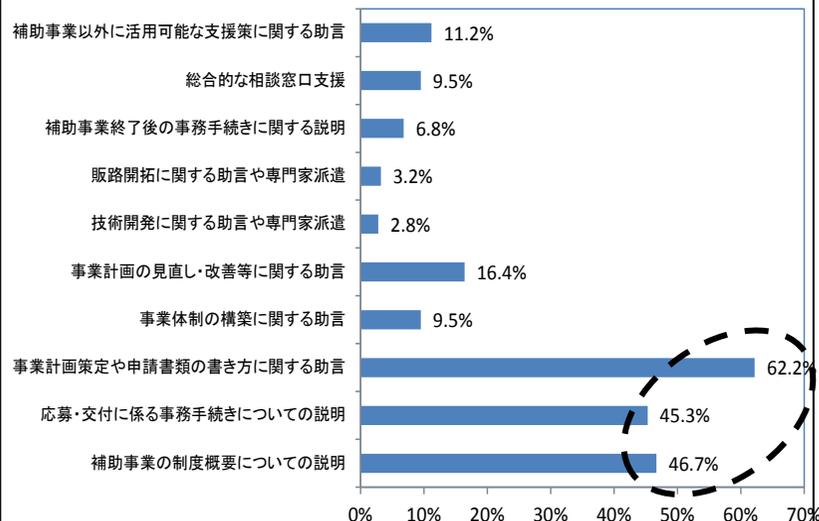


ほとんどの者が推奨をしている。

(出所) 中小企業庁「平成27年度認定経営革新等支援機関の任意調査」

「補助金等を活用する中小企業支援」の実施状況

【支援に対する評価】（ものづくり補助金）



申請時のサポートは評価が高いが、採択後の支援の評価は高くない

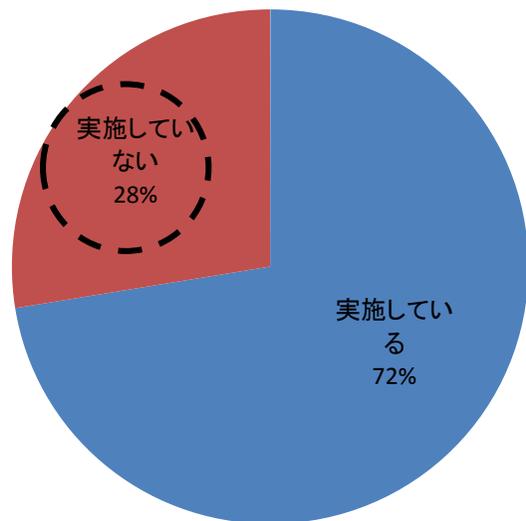
(出所) 全国中小企業団体中央会による補助金採択事業者に対するアンケート調査(平成27年11月)

○こうした取組を更に伸ばしていくには国として何をすべきか。(論点2)

○申請時のみならず、一貫した支援が行われるようにするためには何が必要か。(論点3)

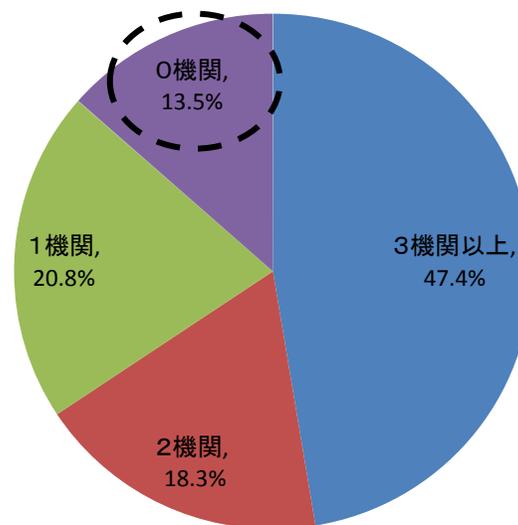
これまでの活動評価（モニタリングと支援機関同士の連携）

「モニタリング」の実施状況



約3割の者がモニタリングをしていない。

「支援機関同士の連携」の実施状況



1割強の者が連携をしていない。

(出所) 中小企業庁「平成28年度認定経営革新等支援機関の任意調査」



○これらの取組をより一層強化していくために必要な対応は何か。（論点4）

認定経営革新等支援機関に関する意見

分科会や認定経営革新等支援機関等からの意見

- ①活動状況を把握するためのアンケートの回収率が低い（回収率：3～4割）。しっかりと活動報告をさせるべきではないか。（論点5）
- ②支援実績がゼロであるような機関は認定を取り消すか改めて認定を受け直させるといったようなことが必要ではないのか。（論点6）
- ③約26,000の認定経営革新等支援機関をどう活用していくか考えるべき。この実態を生かして連携につなげていくべきではないか。（論点7）
- ④各機関によって知識、支援能力の差がある。（論点8）
- ⑤認定申請や変更申請について申請手続きの簡素化を図るべきではないか。（論点9）
- ⑥本業として中小企業支援を行っており、認定を受けるメリットを感じない。（論点10）

自由民主党 中小企業・小規模事業者政策調査会 提言（平成27年6月9日）

- ①「既存の中小企業団体や「よろず」との位置づけも明確ではないことから、整理が必要。」
（本分科会において、各支援機関に求められる役割を整理）
- ②「得意分野や技能水準の見える化により、適切な認定支援機関の可視化を進め、（論点11）
必要であれば更新制の導入等の制度の改正も視野に入れ、国が責任を持って信頼される支援機関の絞り込みを図るべき。（論点12）」

認定経営革新等支援機関制度の今後の対応に関する全体像

＜対応2＞ 更なる能力向上のための取組（質のバラツキの是正を含む。）（論点8）

経営革新等支援業務／経営課題全般に関する支援

- ・個々の能力向上（研修の充実等）（論点3）
- ・支援機関同士の連携強化（論点4）
- ・専門家によるフォロー

中小企業と行政の結節点

- ・施策情報発信・施策二一ズ情報収集の強化（論点2, 7）
- ・認定支援機関向けの施策説明会充実（論点2, 7）

＜対応1＞ 支援能力確保のための取組

認定水準

- ・資格や許認可の有無（知識要件）
- ・経営支援の実施状況（実務要件）
等

- ・現状の支援能力に関する正確な確認（任意調査の回収強化と更なる報告徴収、更新制）（論点1, 5）
- ・経営革新等支援業務の実施に関し改善が必要な場合の対処（改善命令や認定取消）（論点1, 6, 12）

＜対応3＞ 制度普及のための取組

- ・申請手続きの簡素化など支援機関の負担軽減（論点9, 10）
- ・認定支援機関向けの支援措置の更なる周知徹底（論点10）
- ・中小企業に対する情報発信強化（見える化の取組）（論点10, 11）

上記のような国で取り組む事項及び認定経営革新等支援機関として取り組んでいただきたいミッションについて、基本方針等で明確化

<対応 1> 経営支援能力の確保に向けた取組

- 基本方針に基づく任意調査では、得意分野や経営支援の実施状況等について調査。
- 認定後も十分な経営支援能力を有しているかどうか、定期的に確認していくため法運用を強化。

任意調査

①調査内容

- ・得意分野や支援可能分野
- ・**全般的な経営支援及び経営革新等支援業務の実施状況**
- ・フォローアップの実施状況
- ・他の支援機関との連携状況 等

※基本方針

国は（略）政策評価の観点から、定期的に経営革新等支援業務の実施状況や成果について、任意の調査を実施するものとする。

②これまでの回収率は概ね3割程度。

主務大臣として、認定後の活動状況を確実に把握できているとはいえない。

考え得る対応

- 認定経営革新等支援機関の業務状況等を勘案した実施時期の検討。その上で、調査の意義の説明と回収強化。

⇒複数回（例えば3回）連続で報告しなかった場合、法律に基づく報告徴収（罰則規定あり）を求める。

<報告内容イメージ>

以下の内容や基本方針に関連する事項について報告徴収。

- ①税・財務等に関する資格や免許等の有無、国の認定を要する経営革新計画等の認定等件数<知識関係>
- ②これまでの全般的な経営支援及び経営革新等支援業務の実施状況<実務経験>
- ③業務実施体制

⇒経営革新等支援業務の実施に関し必要な場合は法律に基づく改善命令を検討。（改善命令違反の場合は認定取消し）

- 一定期間経過後に全ての認定を受けた機関の状況を確認するため、認定有効期間の設定（例えば3～5年）と更新制

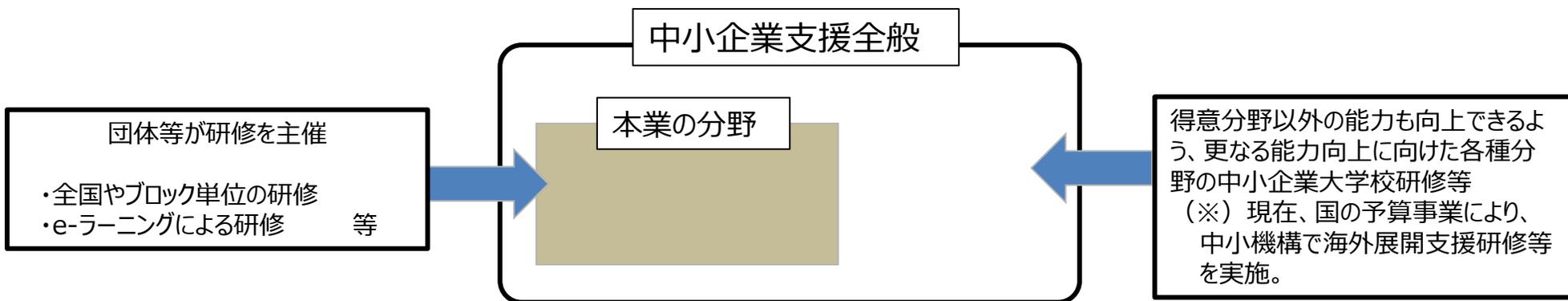
（※）法運用の強化と併せて簡素な手続き等、事業者負担や行政コストにも配慮した運用も必要。

<対応2-1> 更なる能力向上に向けた取組

- ①研修等を通じた自らの能力向上、②それぞれの得意分野を活かした連携による相互補完、③専門家によるサポート、によって全体として支援機能を高めていくことが重要。

①認定経営革新等支援機関に対する研修の充実

- 本業として実施している分野については、各土業や金融機関等の団体、商工会・商工会議所等の全国団体において、会員や指導員向けの研修やセミナーが実施されているケースが多い。今後、必要に応じて国や他の支援機関等との連携も検討。
- 得意分野以外の分野の能力も伸ばせるよう、認定経営革新等支援機関も中小企業大学校の研修を受講できるようにする等、更なる能力向上に向けた対応について検討。



②連携を通じた相互補完

- よろず支援拠点による認定経営革新等支援機関も含めた支援機関同士のコーディネートを通じた連携 等

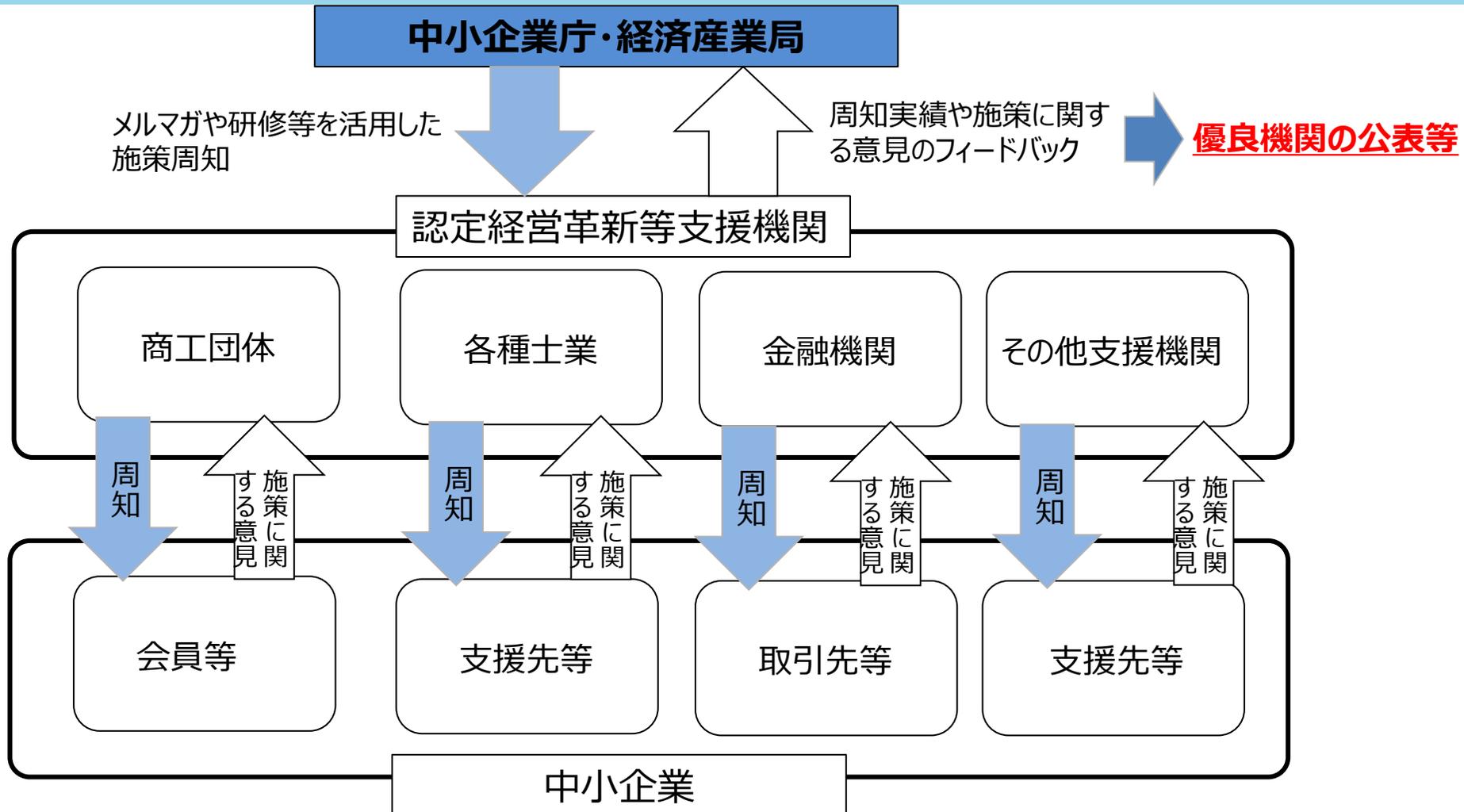
③中小機構の専門家によるサポート

対応が困難な案件については、中小企業等経営強化法に基づく中小機構による専門家からのアドバイスを受けることが可能。一方、近年の活用実績は少なく、要因分析と見直しが必要。

(24年度(10~3月) : 30件、25年度 : 119件、26年度 : 24件、27年度 : 15件)

<対応2-2> 中小企業支援施策の普及役

- 商工団体や金融機関、各種士業など、それぞれの活動の中で日々中小企業に接している。
- 認定経営革新等支援機関が中小企業と行政との結節点となって、中小企業施策を一層普及。



※ 普及効果を高めるため、どの機関がどのような施策周知を担うべきかなど、周知の在り方については十分な検討が必要。

<対応3-1> 申請手続きの簡素化

- 現行の基本方針でも、認定申請の際に必要なとなる書類の簡素化に努めることとしている。
- 認定申請や認定後の変更届について、法制上の論点も検証しつつ、更なる簡素化に向けた検討を行う。

○現行の基本方針

国は、経営革新等支援業務を行う者が認定の申請を行う際に必要となる書類の簡素化に努めるものとする。

認定時に必要な書類

- ①事務所所在地、実施体制（統括責任者等）、役員構成、事業基盤（売上高や経常利益等）を記載した書面
※登記簿謄本等や財務諸表も添付。
- ②専門的知識を有する証明書（税務・財務関連の国家資格又は自身が関与した経営革新計画等が3件以上認定を受けたことの支援対象者による証明書）
- ③実務経験証明書（3年以上の実務経験及び1年以上の経営革新等支援業務の実務経験の支援対象者による証明書）

変更届時に必要な書類

所在地や役員に変更が生じた場合に届出
変更事項を記載した書面
※登記簿謄本等や財務諸表も添付。

簡素化に係る対応

- ①行政部会取りまとめ（平成29年3月 規制改革推進会議行政手続き部会）
 - ・事業者からは、許認可に係る手続き等の負担が大きいとの意見
 - ・「行政手続の電子化の徹底」「同じ情報は一度だけの原則」「書式・様式の統一」に沿った取組を政府全体で進める。
 - ・各省庁は本年6月末までに基本計画を策定。可能な事項は速やかに着手。
- ②中小企業診断士や金融機関など、登録や免許等の申請や所在地変更等に伴う届出について、主務大臣が同じ経済産業大臣と内閣総理大臣（金融庁長官）であり、個別法に基づき同内容の書類を再活用する等の柔軟な対応も可能と考えられる。
※中小企業診断士は、診断士としての更新の際に実務経験の証明書の提出が必要であり、この点も柔軟に再活用できれば負担軽減になり得る。
- ③一方、税理士、公認会計士、弁護士等の士業は、登録や変更の申請を各士業の联合会や協会等に提出するため、情報保護等との関係で再活用する等の対応は難しい可能性もある。

求める書類の削減のほか、制度間における提出書類の再活用については法的論点があり得るため、今後検討が必要。

<対応3 - 2> 認定を受けることによるメリットの向上

- これまで活動状況の「見える化」を進め、得意分野や補助金採択実績等を検索サイトで掲載。
- 今後は、研修実績など掲載事項の増加と、より積極的に活動する機関をPRする仕組みを検討。

【活動検索システム（中小機構HP）】

支援可能業種、得意分野、補助金の種類等を入力し、最適な機関を検索するもの。

██████████ ←認定経営革新等支援機関名	
店舗名	██████████
認定支援機関種別	税理士
金融機関	
本店・支店/支所	本店
住所	██████████
連絡先	[電話] 03-██████████ [FAX] 03-██████████ [メール] ██████████@██████████.co.jp [URL] ██████████
具体的な活動実績等	
(1)	
支援分野	経営革新
支援内容	海外展開、経営知識、事業計画策定・財務分析、IT利活用（情報発信・付加価値向上）
具体的な活動実績等	内需型企業に対する収益性向上に向けた組織再編、幹部教育、事業承継、人事評価制度構築支援や海外展開企業へのMA並びにCPMI実施
支援可能業種	製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）
日時	
主な補助金支援実績	ものづくり・商業・サービス革新補助金(1件)
連携支援機関	
認定号（認定日）	第04号認定(2013年3月21日)



これらに加え、経営支援能力をより一層アピールできるような事項についても掲載。併せて、実績の高い者が検索できるような工夫等も必要。

【例】

- ・自らが関与した中小企業等経営力強化法に基づく計画の認定実績
- ・各種研修の受講実績
- ・他の支援機関との連携の実績
- ・施策周知に係る取組の実績

等



こうした活動実績を総合的に勘案し、より積極的に活動する機関を公表等していくことを通じてPR。

第3部 中小企業支援機関の役割分担の明確化

中小企業の経営課題に対する中小企業支援機関の役割分担の明確化

- 経営課題ごとに中小企業支援機関の役割分担を整理。
- 身近な支援機関が気づきやきっかけを与え、支援機関同士でネットワークを形成し、専門機関が的確に対応できるよう専門性を向上することが重要。よろず支援拠点はこれらを備えたラストリゾート。

- 中小企業は様々な経営課題を抱えている。
 - どの支援機関に経営課題を相談すべきか。
 - どの支援機関に支援策を相談すべきか。
- 中小企業支援機関は様々にある。
 - 経営課題にどのように対応すべきか。
 - どこまで対応できるようになるべきか。
 - どの支援機関と連携すべきか。

経営課題ごとの中小企業支援機関の役割
(支援機関マップ)

- 中小企業は、経営課題ごとにどの支援機関にいけばどのような支援が展開されていくのかを予見できる。
- 中小企業支援機関は、経営課題ごとにどのように対応目指すべき方向性が指し示される。

各中小企業支援機関に期待される役割

1. 「気づき」や「きっかけ」を与え「受けとめる」
商工会、商工会議所、土業等専門家、金融機関等の身近な中小企業支援機関は、気づきやきっかけを与え、中小企業の悩みを全て受けとめる。また、相談対応後のフォローも重要。
2. 「ネットワークを形成」する
各支援機関は、どこの支援機関でも悩みを受け止め、面的に対応すべく、支援機関間でネットワークを形成する。顧客や会員のネットワークもつながれ、事業や技術のシーズとニーズや、人材のマッチングも進む。
3. 「専門性」を高める。
専門機関は、複雑で高度な経営課題に対しても的確に対応できるよう、専門性を高める。

よろず支援拠点は、上記3ポイントを備えるラストリゾートとしての重要な役割。

中小企業支援機関マップ

中小企業支援機関	イ)創業	ロ)販路開拓(含む海外展開)	ハ)人材確保	ニ)IT活用	ホ)知財
①商工会 ②商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> 創業塾・セミナーの開催 創業に関する様々な相談に対する助言 他の支援機関へのとりつなぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 商品戦略や販売戦略の相談に対する助言 他の支援機関へのとりつなぎ ビジネスマッチング機会の創出 セミナーの開催 	<ul style="list-style-type: none"> 経営課題や業務、生産性に関する助言 よろず支援拠点・専門家・都道府県労働局等へのつなぎ セミナー等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> IT利活用の促進(経営者の意識改革や活用事例の紹介) 経営課題や業務に関する助言 ITベンダー、IT専門家(ITコーディネーター等)へのとりつなぎ セミナーの開催 	<ul style="list-style-type: none"> 商品戦略や販売戦略の相談に対する助言 士業等専門家や知財総合支援窓口等の専門機関へのとりつなぎ セミナーの開催
③中小企業団体中央会/ 商店街振興組合連合会	<ul style="list-style-type: none"> 組合制度活用の相談に対する助言 他の支援機関へのとりつなぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 組合制度を活用した商品開発や販売戦略の相談に対する助言 他の支援機関へのとりつなぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 組合制度を活用した人材融通の促進 組合制度を活用した企業PRの促進 他の支援機関へのとりつなぎ 	<ul style="list-style-type: none"> ITベンダー、IT専門家への繋ぎ 経営者等の意識改革 IT活用事例の紹介 IT専門家・ITベンダーへの取り次ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 商品戦略や販売戦略の相談に対する助言 士業等専門家や知財総合支援窓口等の専門機関へのとりつなぎ
④中小企業支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 創業塾・セミナーの開催 ビジネスコンテスト等の実施 創業に関する様々な相談に対する助言 他の支援機関へのとりつなぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 商品戦略や販売戦略の相談に対する助言 他の支援機関へのとりつなぎ ビジネスマッチング機会の創出(県の人材関係機関) 	<ul style="list-style-type: none"> 経営課題や業務、生産性に関する助言 よろず支援拠点・専門家・都道府県労働局等へのつなぎ 企業説明会等のマッチング機会の提供 	<ul style="list-style-type: none"> IT利活用の促進(経営者の意識改革や活用事例の紹介) 経営課題や業務に関する助言 ITベンダー、IT専門家(ITコーディネーター等)へのとりつなぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 士業等専門家や知財総合支援窓口等の専門機関へのとりつなぎ
⑤よろず支援拠点	<ul style="list-style-type: none"> 創業に関する様々な相談に対する助言 他の支援機関へのとりつなぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 商品戦略や販売戦略の相談に対する助言 マーケティング等の専門的な相談に対する助言 他の支援機関へのとりつなぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 業務の分析や生産性の向上、求人像の明確化、人材募集方法の改善、職場環境の改善に関する専門的な助言 都道府県労働局やプロ人材拠点等へのとりつなぎ 	<ul style="list-style-type: none"> IT利活用の促進(経営者の意識改革や活用事例の紹介) 経営課題や業務に関する助言 IT利活用の相談に関する専門的な助言 ITベンダー、IT専門家(ITコーディネーター等)へのとりつなぎ ITベンダー、IT専門家等へのとりつなぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 商品戦略、販売戦略についての助言 士業等専門家や知財総合支援窓口等の専門機関へのとりつなぎ
⑥金融機関	<ul style="list-style-type: none"> 創業塾・セミナーの開催 事業や財務に関する相談に対する助言 資金調達の支援 ビジネスプランコンテストの実施 他の支援機関へのとりつなぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 事業性の相談に対する助言 ビジネスマッチング機会の創出 他の支援機関へのとりつなぎ 資金供給 	<ul style="list-style-type: none"> 経営課題や業務、生産性に関する助言 よろず支援拠点・専門家・都道府県労働局等の他の支援機関へのとりつなぎ 企業説明会等のマッチング機会の提供 	<ul style="list-style-type: none"> IT利活用の促進(経営者の意識改革や活用事例の紹介) 経営課題や業務に関する助言 ITベンダー、IT専門家(ITコーディネーター等)へのとりつなぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 弁理士、知財総合支援窓口等の専門機関へのとりつなぎ
⑦士業等専門家	<ul style="list-style-type: none"> 各種制度や手続き等の専門的な相談に対する助言 	<ul style="list-style-type: none"> デザインやウェブマーケティング等の相談に対する専門的な助言 他の支援機関へのとりつなぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 業務の分析や生産性の向上、人材募集方法の改善、職場環境の改善に関する専門的な助言 他の支援機関へのとりつなぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 経営課題については、商工会、商工会議所、よろず支援拠点等へのとりつなぎ IT専門家・ITベンダーへの取り次ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産に関する専門的な助言 商品戦略、販売戦略についての助言 他の支援機関へのとりつなぎ
⑨～⑫専門機関	<p><創業支援事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> 創業セミナーの開催 創業に関する様々な相談に対する助言 他の支援機関へのとりつなぎ 	<p><ジェトロ></p> <ul style="list-style-type: none"> 海外展開の相談に関する助言 <p><中小機構></p> <ul style="list-style-type: none"> マッチング機会の創出 販路開拓の様々な相談に関する助言 	<p><都道府県労働局></p> <ul style="list-style-type: none"> 紹介・斡旋 人材募集方法の改善に関する助言 職場環境の改善に関する助言 <p><プロフェッショナル人材拠点></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の整理や求人像の明確化に関する助言 よろず支援拠点へのとりつなぎ <p><中小企業大学校></p> <ul style="list-style-type: none"> 人事管理、生産性に関する講座・セミナーの実施 	<p><ITコーディネータ></p> <ul style="list-style-type: none"> IT利活用に関する専門的な助言 商工会、商工会議所、金融機関等と連携した経営課題を踏まえたIT利活用の促進 	<p><知財総合支援窓口></p> <ul style="list-style-type: none"> 知的財産に関する専門的な助言 知的財産活用に関する助言 他の支援機関へのとりつなぎ

中小企業支援機関マップ

中小企業支援機関	へ) 下請取引	ト) 事業承継	チ) 商店街振興	リ) 経営課題が不明確な場合
①商工会 ②商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> 下請取引についての各種施策の周知 下請かけこみ寺、下請Gメンへの取次ぎ セミナーの開催 	<ul style="list-style-type: none"> 事業承継診断の実施 事業承継前の経営課題の整理及び経営改善に関する助言 よろず支援拠点や事業引継ぎ支援センター等の他の支援機関へのとりつなぎ 事業承継後の後継者に対する経営に関する研修や助言 セミナーの開催 	<ul style="list-style-type: none"> 商店街振興に関する様々な相談への助言 まちづくりの助言 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の経営課題の明確化 訪問相談 他の支援機関への取次ぎ
③中小企業団体中央会/ 商店街振興組合連合会	<ul style="list-style-type: none"> 下請取引についての各種施策の周知 下請かけこみ寺、下請Gメンへの取次ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 事業承継診断の実施 事業承継前の経営課題の整理及び経営改善に関する助言 よろず支援拠点や事業引継ぎ支援センター等の他の支援機関へのとりつなぎ 事業承継後の後継者に対する経営に関する助言 	<ul style="list-style-type: none"> 商店街振興に関する様々な相談への助言 まちづくりの助言 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の経営課題の明確化 他の支援機関への取次ぎ
④中小企業支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 下請取引についての各種施策の周知 下請かけこみ寺、下請Gメンへのとりつなぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 事業承継診断の実施 事業承継前の経営課題の整理及び経営改善に関する助言 よろず支援拠点や事業引継ぎ支援センター等の他の支援機関へのとりつなぎ 事業承継後の後継者に対する経営に関する研修や助言 	—	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の経営課題の明確化 訪問相談 他の支援機関への取次ぎ
⑤よろず支援拠点	<ul style="list-style-type: none"> 下請取引についての各種施策の周知 下請かけこみ寺、下請Gメンへの取次ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 事業承継診断の実施 事業承継前の経営課題の整理及び経営改善に関する助言 事業承継時の資金供給 経営者保証ガイドラインに基づく融資 リファイナンス、事業再生、特定調停の相談に関する助言 事業引継ぎ支援センターや中小企業再生支援協議会等の他の支援機関へのとりつなぎ 事業承継後の後継者に対する経営に関する助言 廃業に関する助言 土業等専門家等へのとりつなぎ 	—	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の経営課題の明確化 地域の他の支援機関への取次ぎ
⑦土業等専門家	<ul style="list-style-type: none"> 下請取引についての各種施策の周知 下請かけこみ寺、下請Gメンへの取次ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 事業承継診断の実施 事業承継前の経営課題の整理及び経営改善に関する助言 事業承継時の資金供給 経営者保証ガイドラインに基づく融資 譲渡、相続の相談に関する専門的な助言 リファイナンス、事業再生、特定調停の相談に関する専門的な助言 よろず支援拠点や事業引継ぎ支援センター等の他の支援機関へのとりつなぎ 事業承継後の後継者に対する経営に関する助言 廃業に関する専門的な助言 	—	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の経営課題の明確化 訪問相談 他の支援機関への取次ぎ
⑥金融機関	<ul style="list-style-type: none"> 下請取引についての各種施策の周知 下請かけこみ寺、下請Gメンへの取次ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 事業承継診断の実施 事業承継前の経営課題の整理及び経営改善に関する助言 事業承継時の資金供給 経営者保証ガイドラインに基づく融資 リファイナンス、事業再生、特定調停の相談に関する助言 よろず支援拠点や事業引継ぎ支援センター等の他の支援機関へのとりつなぎ 事業承継後の後継者に対する経営に関する研修や助言 	—	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の経営課題の明確化 訪問相談 他の支援機関への取次ぎ
⑨～⑫専門機関	<p><下請かけこみ寺> 消費税の転嫁など企業間取引の係る各種相談への対応や裁判外紛争解決手続の実施</p>	<p><事業引継ぎセンター> M&Aや後継者の相談に関する助言 M&Aや後継者に関するマッチング 中小企業再生支援協議会へのとりつなぎ</p> <p><中小企業大学校> 後継者研修の実施</p> <p><中小企業投資育成株式会社> 後継者研修の実施</p>	<p><全国商店街支援センター> ・人材育成やビジョン・プランの策定支援</p>	—

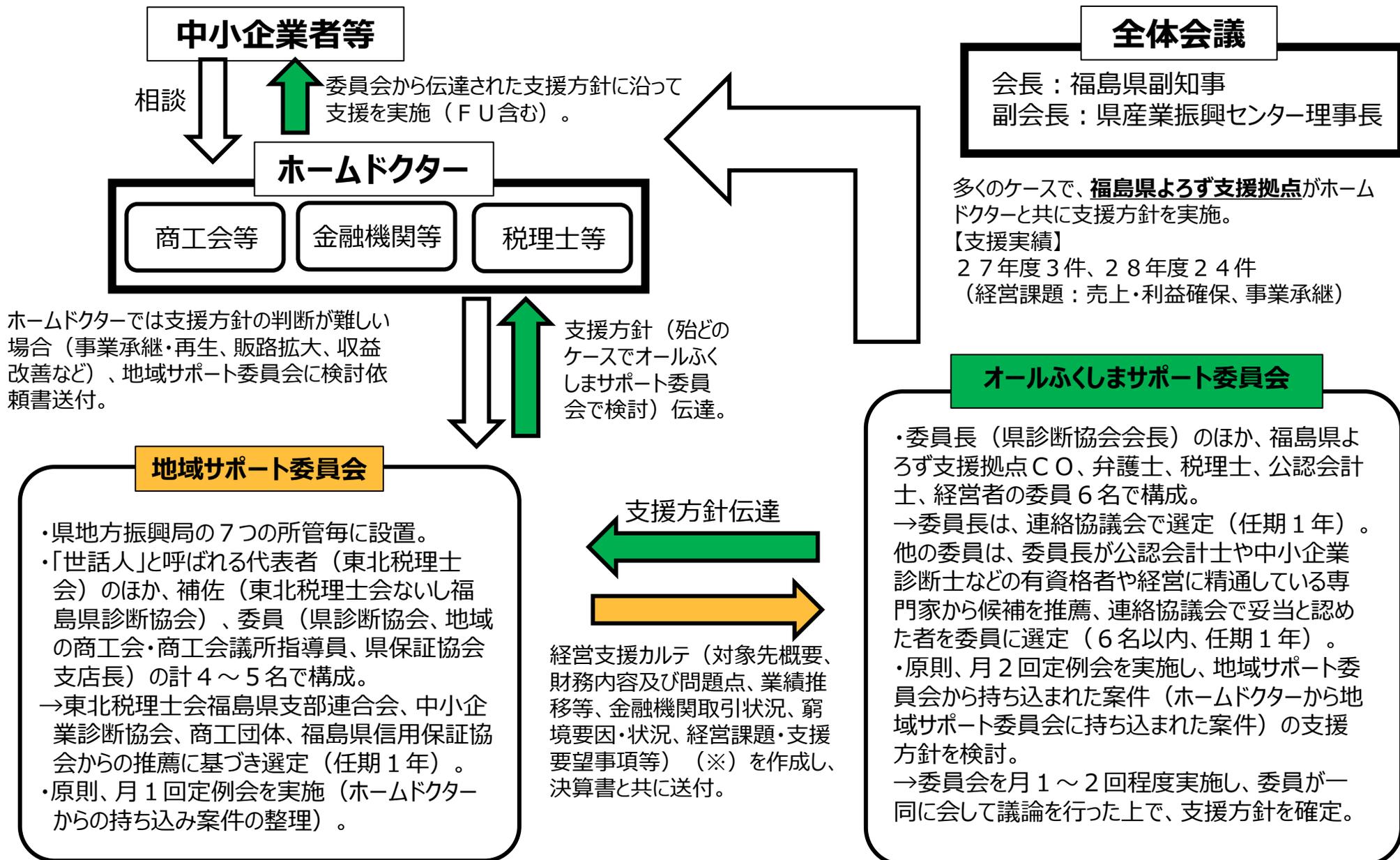
本分科会での主なご意見：中小企業支援機関の役割分担について

- ✓ よろず支援拠点は、商工 3 団体とどうデマケするか整理することが重要。
- ✓ よろず支援拠点と他の支援機関は、それぞれの役割を明確にして行けば、より良い連携関係が構築されると思う。
- ✓ 商工 3 団体の違いが分からないため、中小企業の経営者はどの団体に所属すれば良いか、どの支援機関に行けば良いか分からない。

第4部 中小企業支援機関の連携強化

オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会

【創設経緯】東日本大震災を契機に、県内中小企業支援機関が一丸となって県内中小企業者等の経営支援を行うため創設。



（※） 検討終了から半年経過後に委員会の保管先からは削除。県経営金融課に保管され、必要に応じて協定締結者（協定書に企業情報等の保護規定有）に公開。

とっとり企業支援ネットワーク

【創設経緯】従前から、県内商工団体によりチームで中小企業支援に当たっていた。金融円滑化法終了（H25.3）に備え、金融機関を含めた県内企業支援機関による、経営、金融面の一体支援を実施する体制（県内全域で随時対応できる個社支援の仕組み）を構築（H24.8）。

中小企業者等

ネットワークに所属する支援機関のうち身近な支援機関に相談

とっとり企業ネットワーク協定機関

鳥取・倉吉・米子・境港商工会議所、県商工会連合会、県中小企業団体中央会
山陰合同銀行、鳥取銀行、島根銀行、中国銀行、みずほ銀行、鳥取信用金庫、倉吉信用金庫、米子信用金庫、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、県信用保証協会
県産業技術センター、県産業振興機構、県

いずれかの会議に参加

圏域別会議

西部

中部

東部

連携支援チーム

- ・個別企業の経営課題に対して関係機関が一堂に会し、経営、金融の両面から一体支援。
 - ・連携支援チームによる個社支援、チームリーダーは進捗管理
 - ・チームないし関係支援機関によるフォローアップ（FU）
- 【経営支援実績】
- ・250件（H24～現在累計）
 - ・経営改善支援が中心

支援に際して支援機関連携が必要と判断した場合、候補企業情報（対象企業概要、支援メンバー（想定）、相談の経緯・内容、問題のポイント、対応方針等）及び同意書（社内情報の提供、企業情報及び個人情報の取り扱いに関する同意）を提出。

鳥取県経営サポートセンター

- ・センター長及びコーディネーター2名（以上、金融機関OB）、事務スタッフの計4名。
- ・支援対象企業の経営課題を明確化
- ・ネットワーク支援の要／不要の判断
- ・「キックオフ会議」（経営課題等の確認・情報共有、支援目標、役割分担、支援日程等の打合せ）開催し、支援方針のシナリオ（リスク、元本据え置き等）を提案。

実施計画書（支援概要、終了時には企業の変化、FU方針追記）作成・提出

チームリーダーの支援

チームリーダー
（支援企業所在地の商工団体）

- ・自分が所属する圏域別会議から支援チーム編成。チーム編成から支援完了まで、平均3～5回の会議（企業訪問含む）（※1）を実施。
- ・必要に応じて、再生支援協議会、事業引継ぎ支援センター、よろず支援拠点にも連携要請。
- ・必要に応じて、県内の税理士、診断士、民間コンサルティング会社に協力要請（案件に応じ、適切な専門家を派遣）。

支援機関

金融機関に加え、よろず支援拠点、コンサル、税理士等

（※1）初回で支援方針確定。数ヶ月～半年後に2回目（方針実行状況確認等）、その後は状況に応じて適宜実施。

中小企業支援機関の連携の促進に向けた今後の展開

- 中小企業支援機関や、国と地方自治体は、連携により、質的・量的な補完効果を創出できる。
- 支援人材同士が「顔が見える関係」を築くことが重要。広く顔つなぎをする機関や人材は有効。今後は、**中小企業者等の個別課題を実際に解決できるような形で地域の支援機関が連携する**ような取組を広げる必要。
- 当面は、①好事例をPRし横展開、②政策的にネットワークを形成、③よろず支援拠点が核となり連携を促進。中長期では、ネットワーク同士をつなぎ、広域的、重層的な支援ネットワークを構築。

1. 中小企業支援機関は強みや特徴を生かしつつ、他の支援機関との連携により、
 - ✓ 足らざる機能を他の支援機関が補う。【質的補完】
 - ✓ 足らざるリソースを他の支援機関が補う。【量的補完】
2. 支援策の財政規模が比較的大きい国と個々の中小企業の情報量は多い地方自治体は、連携により、
 - ✓ 質的・量的な補完効果を生み、支援策を有効に行き届けることにつながる。
3. 連携においては組織同士のみならず、支援人材同士が「顔が見える関係」を築くことが重要。好事例では、
 - ✓ 主体的に連携の音頭をとる「広く顔つなぎをする機関や人材」が有効に機能
 - ✓ 全体的な連携体制の構築に地方自治体等（県や県センター）が関与
4. 当面の取り組みとして、国と地方自治体の連携協定や中小企業支援計画等も活用しつつ、
 - ① 好事例を収集・分析し、連携のポイントとともに**優良事例としてPRし、横展開**を図る。
 - ② **政策的にネットワークを形成**する（事業承継ネットワーク事業等）。
 - ③ **よろず支援拠点が核となる等して、連携を促進**する。
5. 中長期的な取り組みとして、
 - ✓ 好事例を積み上げつつ、ネットワークをつなぎ合わせ、より広域的かつ統一的な連携を図る。
 - ✓ 重層的、多層的な支援ネットワークをはりめぐらせ、どこの支援機関を訪れても有効な支援が得られるといった中小企業支援体制の構築を目指す。

本分科会での主なご意見：中小企業支援機関の連携強化について

- ✓ 「中小企業支援機関に関するアンケート結果」にあるように、**支援機関はお互いに連携していけるかが大変重要**。最初に相談する機関は様々でも、支援機関が連携していれば大丈夫。
- ✓ 商工会議所や金融機関など、事業者と直接接点の多い機関が、地域の中小企業者等の「かかりつけ医」としての役割を果たすべき。**個々の機関が果たせない役割については、支援機関が連携し**、中小企業者等にとって使い勝手が良いような、相談して良かったと思って頂けるようにして貰いたい。
- ✓ 経営課題を明確化し、適切な支援機関に繋ぐため、**よろず支援拠点**が**結節点**となるべき。
- ✓ 企業支援の現場からは、商工会・商工会議所がよろず支援拠点を活用しているパターンとしては、自分が支援できない内容は専門家であるよろず支援拠点を使う。**支援機関としての連携がうまく行っているところはそういうところ**。
- ✓ 中小企業者等の経営指導は金融機関の役割の一つでもあるが、金融機関だけでは解決できない課題も多い。そうした場合には、**地域の他の支援機関との連携が欠かせない**。
- ✓ 相談対応だけでなく、対応後のフォローについても他の支援機関と連携して欲しい。

おわりに

- 中小企業・小規模事業者は、日本経済の屋台骨であり、中小企業者等の発展なくして日本経済の発展はない。
- I Tの技術進歩、新興国経済の台頭に伴う国際競争の激化、少子高齢化等を背景に、中小企業者等を取り巻く環境は日々刻々と変化。中小企業支援機関の状況も日々変化。
- 中小企業支援体制のあり方とは、今後も常に見直しを重ねていくべき課題であり、その時々の中
小企業者等のニーズに合った支援を提供していく必要。

中小企業経営支援分科会について

中小企業経営支援分科会委員

阿部 眞一	全国商店街振興組合連合会副理事長
石井 淳蔵	流通科学研究所所長
大浦 敬子	(株)おとなの学校代表取締役
奥川 省三	一般社団法人全国信用組合中央協会 茨城県信用組合 理事
河原 万千子	協和監査法人 公認会計士、税理士 日本公認会計士協会 中小企業施策調査会副委員長
木村 千恵子	京都リサーチパーク株式会社 執行役員本部長補佐
倉下 清貴	一般社団法人全国銀行協会 みずほ銀行 法人業務部長
栗尾 史郎	一般社団法人第二地方銀行協会 北洋銀行 執行役員フィナンシャルマーケティング部長
小出 宗昭	富士市産業支援センターf-Bizセンター長
小正 芳史	全国中小企業団体中央会副会長
茂野 恵介	一般社団法人全国地方銀行協会 静岡銀行 法人部長
瀬戸川 礼子	ジャーナリスト、中小企業診断士
曾我 孝之	日本商工会議所 中小企業経営専門委員会共同委員長
高井 章光	日弁連中小企業法律支援センター事務局長
高澤 彰	(一社) 中小企業診断協会理事・埼玉会長
高田 坦史	(独) 中小企業基盤整備機構理事長
高橋 はるみ	北海道知事
竹岡 八重子	弁護士 (光和総合法律事務所)
長島 剛	一般社団法人全国信用金庫協会 多摩信用金庫 地域連携支援部長
西川 太一郎	荒川区区長、特別区長会会長
沼上 幹 (※)	一橋大学副学長
浜野 慶一	(株) 浜野製作所代表取締役
平野 豊	日本税理士会連合会副会長
光畑 由佳	(有) モーハウス代表取締役
村上 政博	成蹊大学教授、一橋大学名誉教授、弁護士
森 義久	全国商工会連合会副会長

※分科会長

開催経緯

- 第10回 平成28年11月10日 (木)
中小企業の支援体制について
- 第11回 平成28年12月8日 (木)
各中小企業支援機関の取組状況
よろず支援拠点及び認定経営革新等支援機関の
評価方法に関する検討
- 第12回 平成29年1月16日 (月)
「よろず支援拠点」と「認定経営革新等支援機関」に
ついて～あるべきミッションとPDCA～
- 第13回 平成29年2月7日 (火)
よろず支援拠点の今後の方向性 (骨子)
個別経営課題について支援機関に期待すること①
- 第14回 平成29年3月14日 (火)
よろず支援拠点の次年度以降の進め方
個別経営課題について支援機関に期待すること②
- 第15回 平成29年4月13日 (木)
認定経営革新等支援機関制度の見直しに係る具体的
論点
金融機関の取組状況
個別経営課題について支援機関に期待すること③
- 第16回 平成29年5月25日 (木)
地域での中小企業支援機関相互の連携状況
中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会
中間整理 (案)